

若者による地域資源リノベーション促進事業業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市（以下「発注者」という。）が、「若者による地域資源リノベーション促進事業」業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

第1 業務概要

1 事業の目的

本市では、進学又は就職期にある若年層の首都圏等への転出超過が続いており、将来の地域経済を担う人材の確保や、後継者不在による貴重な地域産業及び資源の承継が喫緊の課題となっている。若者が地域を離れる一因として、魅力的な「仕事」や「挑戦の機会」が十分に可視化されておらず、キャリアの選択肢として認識されていない現状がある。

こうした現状を踏まえ、本事業では、学生等が地域資源を単なる就労の場としてではなく、自らが事業の担い手として活躍できる「投資価値のある資源」として評価できるように促し、市内の事業環境や地域資源に内在する潜在的な事業機会を顕在化させるものとする。これにより、若者に対し「郡山市は自らのアイデアで変革や挑戦ができるフィールドである」という新たな認識を醸成し、本市を創業、事業承継又は就業の場として積極的に選んでもらうための強力な動機付けを行うことを目的とする。

2 業務名

若者による地域資源リノベーション促進事業業務委託

3 業務内容

若者による地域資源リノベーション促進事業業務委託仕様書のとおり

4 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 提案上限金額

¥13,261,850（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

第2 参加資格要件等

1 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「提案参加者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治体施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

2 共同団体としての参加

以下の要件を全て満たす場合、単独の事業者による参加のほか、複数の事業者が協力して業務を遂行する共同団体（以下「共同体」という。）による参加を認める。

(1) 共同体の結成及び代表者の決定

- ア 共同体の中から、本業務の遂行に当たり主導的役割を果たす 1 者を代表者として定めること。
- イ 代表者は、他の構成員よりも高い比率の業務を担うこと。
- ウ 代表者は、共同体を代表し発注者と契約の締結を行うこと。
- エ 共同体を構成する事業者の数は、原則として 3 者以内とする。

(2) 責任の所在

- ア 共同体の全ての構成員は、本業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
- イ 共同体結成に関する規約又は協定書等（以下「協定書等」という。）を締結すること。協定書等には、構成員の名称、代表者、役割分担、費用負担、責任の所在、有効期間等を明記すること。

(3) 二重参加等の禁止

- ア 共同体の構成員は、本プロポーザルにおいて、他の共同体の構成員又は単独の事業者として参加することはできない。
- イ 参加表明書提出後から契約締結までの間において、共同体の構成員を任意に変更することはできない。ただし、倒産等のやむを得ない事由がある場合は、発注者の承認を得るものとする。

(4) 共通資格要件

共同体の構成員は、「1 参加資格要件」の(1)から(4)の全ての要件を満たし

ていること。

第3 スケジュール

公募開始	令和8年4月20日(月)
質疑受付期限	令和8年4月27日(月) 午後5時(必着)
質疑への回答	令和8年5月1日(金)
参加表明書提出期限	令和8年5月11日(月) 午後5時(必着)
企画提案書等提出期限	令和8年5月18日(月) 午後5時(必着)
プレゼンテーションの実施	令和8年5月28日(木)(予定)
結果通知	令和8年5月下旬(予定)
見積徴取及び契約締結	令和8年5月下旬(予定)

第4 参加手続等

1 本実施要領及び仕様書並びに所定様式の交付

(1) 公開期間

公告の日から令和8年5月11日(月) 午後5時まで

(2) 公開場所

郡山市ウェブサイト内に掲示する。提案参加者は、当該ウェブサイトからダウンロードすること。

[郡山市ウェブサイト-入札・契約ポータルサイト-入札情報-その他の業務]

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/list87-226.html>

2 質疑の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年4月27日(月) 午後5時(必着)

(2) 提出先

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市農商工部産業雇用政策課産業振興係

電話番号：024-924-2251

E-mail：sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

(3) 提出方法

質問書(様式5)を、電子メールにて提出すること。

(4) 回答方法

郡山市ウェブサイトに掲載(質問者名は非公開とする。)

3 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 法人概要（任意様式）
- ウ 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。発行日から3か月以内のもの。）
- エ 財務諸表の写し（直近2年分）
- オ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間に、創業及び事業承継支援事業を行った実績がわかるもの
- カ 協定書等（共同体での参加の場合に限る。）

※共同体で参加する場合は、全ての構成員についてイからエの書類を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年5月11日（月） 午後5時（必着）

(3) 提出先

「2 質疑の受付及び回答」の「(2)提出先」に記載のとおり。

(4) 提出方法

電子メール、郵送又は持参による。郵送の場合は、書留等の発送、配達の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。

(5) 資格審査

「第2 参加資格要件等」の事項を満たす者か審査する。結果については、令和8年5月13日（水）までに通知する。

なお、参加資格を有しない場合は、この通知以降、本プロポーザルの対象外とする。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提案参加者は、次に掲げる書類(全て原本1部及び写し8部)を提出すること。

ア 企画提案書（様式2及び別紙任意様式）

仕様書記載の業務内容ごとに、具体的な企画内容を記載すること。

イ 業務実績表（様式3）

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間に、類似の業務を行なった実績について、発注者、実施年度、実施内容等を記載すること。

ウ 業務実施体制（様式4）

本業務を受託するに当たっての業務責任者、各メンバーの本業務における役割等を記載すること。

エ 業務スケジュール（任意様式）

令和8年5月下旬に契約を締結するものと想定し、委託期間中の業務スケジ

ルール案を記載すること。

オ 見積書（任意様式）

経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費（消費税等含む。）を記載することとし、できるだけ具体的に記載すること。

(2) 提出書類の記載要領

ア 企画提案書は、A4判縦に横書きで作成し、左とじ（ターンクリップ留め）をして提出すること。ただし、図表等については、必要に応じてA4判横又はA3判横（折り込むようにすること。）も可とする。

イ 企画提案書はA4判で20ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で10枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記載すること（A3判は片面でA4判片面2ページ分の扱いとする。）

ウ 企画提案書に用いる文字サイズは明瞭な大きさのものとし、パソコン等で作成する場合、11ポイント以上（図中の説明は8ポイント以上）のサイズとすること。

エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

(3) 提出期限

令和8年5月18日（月） 午後5時（必着）

(4) 提出先

「2 質疑の受付及び回答」の「(2) 提出先」に記載のとおり

(5) 提出方法

郵送又は持参による。郵送の場合は、書留等の発送、配達の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。また、提出書類の電子データを提出すること。

(6) 提案数

1者1提案とする。

第5 契約候補者の選定

1 審査方法

- (1) 発注者は、プロポーザルについて審査を行うため、本業務に係る選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。
- (2) 審査は、提案参加者から提出された企画提案書等及び提案参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (3) プレゼンテーションの詳細については、後日指定の上通知するものとする。なお、プレゼンテーションを実施する順番は、提案参加者名の五十音順とする。
- (4) 選定委員会は、別表に定める審査基準により総合的な評価を行い、最も高位となった提案参加者を本業務の契約候補者とする。

(5) 選定委員会において、全ての選定委員が最低点を付けた項目がある提案は、採用しない。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営、審査基準に関し必要な事項は、別に定める。

2 審査結果

発注者は、前項の規定に基づく審査により決定した審査結果について、提案参加者全員に書面で通知する。

また、審査結果を郡山市ウェブサイトに掲示するに当たり、契約候補者及び次順位者については名称を公表する。

第6 契約の締結

1 契約候補者に選定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

2 契約候補者の特定から契約締結までに「第7 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

3 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。

4 契約書の作成を要する。

5 支払いは、検査の完了後に支払うものとする。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

1 参加資格要件を満たしていない場合

2 提出書類に虚偽の記載があった場合

3 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に反した場合

4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行なった場合

5 見積書の金額が、提案上限額を超過した場合

6 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合

7 2通以上の企画提案書によりなされた場合

第8 その他

1 本業務のプロポーザルへの参加に係る一切の経費は、提案参加者の負担とする。

2 提出書類は返却せず、著作権は提案参加者に帰属する。

3 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。

4 提出期限経過後の提出書類の変更、差替え及び再提出は認めない。

5 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。

附 則

この要領は、令和8年4月14日から施行し、実施の目的を達成したとき、その効力を失う。

別表 評価基準（第5関係）

評価項目		評価ポイント	配点
企画提案内容 (配点 80 点)	全体企画コン セプト	○本業務の目的及び内容を十分理解しているか。 ○本市産業における課題や現状を把握し、若者の創業・事業承継又は就業の場として郡山が選ばれる動機付けになりうる提案になっているか。	20
	プログラムの 内容	○プログラムの設計は適切か。(実施方法・スケジュール、地域資源の発掘、プロモーション支援及び発表会) ○地域資源の発掘において効果的な方法が提案されており、若者との共創や、活用の資となる調査が適切に実施されるか。 ○若者が本市において自ら変革や挑戦ができると実感できる効果的な発表の機会を企画し、若者が発表したアイデアを実現させる具体的な提案がされているか。	50
	自由提案	○その他自由提案として、効果の高い独自の提案が具体的に示されているか。	10
実行力 (配点 15 点)	実施体制	○本業務を遂行するための実施体制が合理的なものとして具体的に示されているか。 ○本業務を遂行するための能力、ネットワークを有しているか。	10
	業務実績	○類似業務を実施したことがあり、豊富な実績と経験、ノウハウを有しているか。	5
費用対効果 (配点 5 点)	見積額	○提案内容に応じた妥当な見積額であるか。	5
合計			100

2 審査方法

(1) 審査委員の評価点を合算した値が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。

(2) 点数が同点の場合は、見積金額が低い者を契約候補者、または次順位者とする。

3 参考見積の採点方法

配点×(提案参加者のうち最も低い見積金額)÷(見積金額) ※小数点以下切捨